



令和3年11月10日発行 (毎月1回10日発行)

函館商工会議所報

と も え

2021

11

No.455



CONTENTS

巻頭特集

電子帳簿保存法が改正されました!!

会員NOW..... P 6

「2021はこだてクリスマスファンタジー」

開催のお知らせ P 7

会議所のうごき P 8



函館
の
ある
街
世界遺産

普通預金口座一体型小回ローン

随時返済型カードローン 安心

[商品内容]

(令和3年10月15日現在)

ご利用いただける方	満20歳以上70歳以下の個人で継続した収入が見込まれる方 専業主婦・パート・アルバイトの方もご利用いただけます。 ただし、年金受給者取扱できません。
お 使 い み ち	ご自由です(但し、事業性資金は除く)
ご 利 用 限 度 額	30万円・50万円・100万円の3タイプ ※但し、専業主婦・パート・アルバイトの方は30万円を上限とする。
ご融資・保証期間	1年間(以後1年毎の自動更新)。 但し、保証期間は当座貸越契約期間と同期間とし、更新時年齢が70歳超は更新不可となります。
お 借 入 利 率	年8.0%(保証料を含みます) 優遇金利 最大1.0%(当組合との取引内容に応じて金利優遇制度があります。取引条件につきましては、係までお問い合わせ下さい)
ご 融 資 方 法	キャッシュカード利用によるATMからの借入 口座振替の引落しに対する自動融資
ご 返 済 方 法	普通預金口座からの随時返済 但し、利息は年2回所定日に普通預金口座より引落し、または借入元金に元加する。 融資元金の返済は、更新終了後2か月以内に一括返済または専用の証書貸付契約に切替えて分割返済とする。
保 証 会 社	全国しんくみ保証㈱
必 要 書 類	①本人確認資料 (運転免許証写し・健康保険証写しなど、本人と確認できる書類) ②所得証明書 ※極度額が100万円の場合は必要となります。 ※公的証明書(但し保証会社が認めた場合は源泉徴収票でも可能です)
そ の 他	・商品についての詳細は、「商品概要説明書」をご覧ください。 ・審査の結果によっては、ご希望に添えないこともありますのでご了承下さい。

本店営業部	函館市千歳町9番6号	☎23-2101
湯川支店	函館市湯川町2丁目10番4号	☎57-0572
北斗支店	北斗市飯生3丁目4番1号	☎73-2308
美原支店	函館市美原3丁目25番5号	☎46-9121
富岡支店	函館市富岡町1丁目43番1号	☎43-1311

※詳しくは、お近くの本支店へお気軽にお問い合わせ下さい



函館商工信用組合

<https://www.hakodate.shinkumi.jp/>

令和3年11月10日発行(毎月1回10日発行)

函館商工会議所報

ともえ

11月号

(通巻455号)

■今月の表紙

はこだてMOMI-G(もみじ)フェスタ(香雪園)

表紙は、函館随一の紅葉の名所である香雪園(見晴公園)で行われた「はこだてMOMI-G(もみじ)フェスタ」においてライトアップされたカエデ並木により幻想的な雰囲気包まれた園内の様子を撮影した一葉です。

なお、平成13年8月には、文化財保護法に基づく「名勝」の指定を受け、「旧岩船氏庭園(香雪園)」の名で北海道唯一の国指定の文化財庭園となり、今年で20周年を迎えました。



CONTENTS

2 特集 電子帳簿保存法が改正されました!!

4 中小企業相談所だより

- 年末調整説明会を開催いたします
- 「新型コロナウイルス対策」「働き方改革」専門相談をご利用下さい!
- セミナー ～With・After・Postコロナ時代にあるべき姿を検証しよう!～
- セミナー コロナ禍で生き残るための処方箋! 選ばれる会社づくり
- 個別専門相談ご案内

6 会員NOW

- (名)山キ越前屋商店

7 「2021はこだてクリスマスファンタジー」開催のお知らせ

8 会議所のうごき

- 国際化促進委員会
- 経営セミナー
- 青年部
- 女性会
- 令和3年度第2四半期函館地域における景気動向調査結果

12 ご案内

- 道特別支援金C
- 生命共済制度 加入促進キャンペーン実施中
- タックスフェア2021開催のお知らせ
- セキュリティ対策自己宣言「SECURIT ACTION」
- 北海道事業継承・引継ぎ支援センター函館サテライト「事業承継専門相談」実施のご案内
- 新入会員のご紹介
- 新入会員様のご紹介をお願いいたします

15 連載コラム 職場のかんたんメンタルヘルス

- 「部下の自主性を育てる声掛け」

言葉の力「光影」

16 青森商工会議所会員事業所のご紹介

- (株)LANDL

広告掲載企業

函館商工信用組合
北海道電力(株)函館支社
(独)中小企業基盤整備機構北海道本部
(業)英知国際特許事務所
函館環境衛生(株)
(株)医食同源
東興アイテック(株)
(株)ブレーン
龍文堂印刷(株)
カイロスマーケティング(株)
(株)リード不動産
(有)丸義工建
(株)京王プレミアホテル札幌
(一財)あんしん財団
(有)岡部広告室
(株)彩り家
はじめましょう情報セキュリティ!

表紙裏
裏表紙裏
裏表紙
段下
段下
段下
段下
段下
段下
折込
折込
折込
折込
折込
折込
折込
折込

電子帳簿保存法が改正されました！！

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について、抜本的な見直しがなされました。そこで、本特集では、改正内容について解説いたします。ぜひ、制度理解の一助としてお役立ていただき、対応に向けた諸準備にご活用ください。

電子帳簿保存法とは…文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、一定の要件の下で、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。同保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右図の3種類に区分されています。

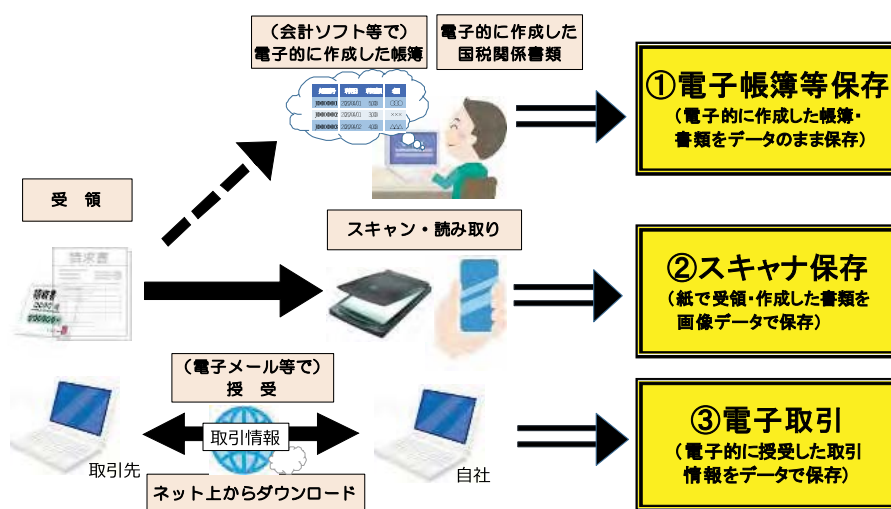
対象となる帳簿・書類は…

- ◆ **自己がコンピュータを使用して作成する帳簿** ➡ (例) 仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など
 - ※ 帳簿のうち一部のみを電子データによって保存することもできます。(例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。)
 - ※ 作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用してない帳簿については、この制度の適用は受けられません。

◆ **自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類** ➡ (例) 損益計算書、貸借対照表 など

◆ **自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し** ➡ (例) 見積書、請求書、納品書、領収書 などの“控え”

～電子帳簿保存法上の区分(イメージ)～



～ 電子帳簿等保存 (区分①) に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました。(電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。)

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。 令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました。(申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。)

(注1) 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他重要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

(注2) 電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要			改正前	改正後		
				優	良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること			○	○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること			○	○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること			○	○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること			○	○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと			○	○	○	○
検索要件	①	取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること →改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	—	—
	②	日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	—	—
	③	二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること			—	—※1	○※2	—

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考）優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁②の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

～ スキャナ保存（区分②）に関する改正事項 ～

- 1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。（令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用）
- 2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。
（令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用）

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等（注1）において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
（注1）訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。
- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保（上図帳簿の検索要件②及び③に相当する要件）が不要となりました。

- 3 適正事務処理要件（注2）が廃止されました。（令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用）

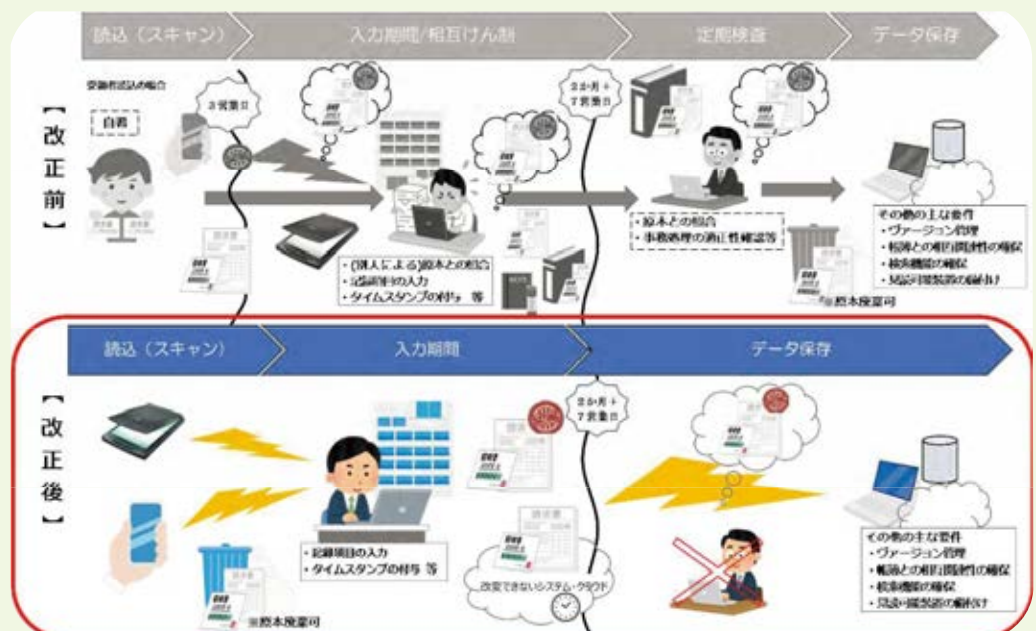
（注2）相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

- 4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図（イメージ）



～ 電子取引（区分③）に関する改正事項 ～については、以下国税庁ホームページをご確認ください。

電子帳簿保存法の改正の詳細やQ & Aについては、国税庁ホームページ【URL：https://www.nta.go.jp】をご確認ください。

※本特集は国税庁ホームページに掲載されている資料を参考に函館商工会議所の編集責任の下で再編したものです。



金融 経営改善 税務 労務 法務 新規創業 取引照会 情報化 環境対策

などでお悩みはございませんか？どんなことでもお気軽にご相談ください

中小企業相談所だより

年末調整説明会を開催いたします。

●日時／令和3年**11月30日(火)** 午前の部 10:00～12:00(定員100名)
午後の部 13:30～15:30(定員100名)

●会場／**函館市民会館小ホール**(函館市湯川町1丁目32-1)

●講師／**函館税務署 担当者・函館市役所 市民税課 担当官**

●お申込／**公益社団法人函館法人会**

〒040-0001 函館市五稜郭町16-13 函館青色会館3階 TEL 0138-54-9369

●当日はあらかじめ税務署より配布される(11月中旬頃配布予定)「年末調整に関する資料」をご持参ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、開催中止となる場合がございます。

※発熱、咳、強い倦怠感、腹部に不快感等がある場合は出席をお控え下さい。

※当日、検温を実施いたしますが37.5度以上(目安)の発熱がある場合は受講をお断りする場合がございます。

※会場にて手指消毒の準備をしております。

※マスク着用にて受講をお願いします。(お持ちでない方はご相談下さい。)

「新型コロナ対策」「働き方改革」専門相談をご活用下さい！

本所では昨年度実施した下記2つの専門相談を今年度も実施しておりますのでお知らせします。

いずれも相談は無料で、商工会議所会員・非会員問わず、事業を営んでる方はどなたでも利用できますので、お気軽に活用頂き経営にお役立て下さい。(いずれも予約制です)

1「新型コロナ対策専門相談」

(新型コロナウイルス対応のための
経営相談体制強化事業)

新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けて経営課題を抱える方、平日に商工会議所へ相談来所しにくい方、行政の各種支援制度・補助制度の理解を深めたい方

相談員：税理士・行政書士・認定経営革新支援機関
坪井 昌紀 氏(北海道税理士会函館支部)

相談日：12月11日(土)(9:00～12:00)

2「働き方改革専門相談」

(北海道労働局委託
「北海道働き方改革推進支援センター」事業)

同一労働同一賃金、最低賃金引き上げ、定年延長、高齢者雇用、生産性向上、雇用関連の助成金、就業規則、人手不足対応などについて対応を進めたい方

相談員：社会保険労務士 酒井 亮子 氏
(北海道社会保険労務士会函館支部)

相談日：11月19日、12月17日、1月14日ほか
(令和4年3月までの第3金曜日
10:00～16:00)

専門相談実施日の確認・申込については本所ホームページを併せてご覧下さい。

ご予約・お問い合わせ：経営支援課 TEL:0138-23-1181



セミナー

マクドナルド流・驚きのノウハウを公開！繁盛店をつくる『気づく力』

～With・After・Postコロナ時代にあるべき姿を検証しよう！～

日 時／令和3年**11月25日(木)**

第1部 14:00～16:00 講演会

第2部 16:00～16:15 日本公庫函館支店からのお役立ち情報

講 師／(株)PEOPLE&PLASE 代表取締役 **松下 雅憲 氏**

共 催／函館商工会議所・日本政策金融公庫函館支店

定 員／**30名**(先着順、受講料無料)

セミナー

事業承継啓発セミナー

コロナ禍で生き残るための処方箋！選ばれる会社づくり

日 時／令和3年**12月3日(金)** 14:00～16:00

講 師／税理士・中小企業診断士 吉田聡税理士事務所 所長 **吉田 聡 氏**

主 催／北海道事業承継・引継ぎ支援センター函館サテライト(函館商工会議所)

後 援／日本政策金融公庫函館支店

定 員／**20名**(先着順、受講料無料)

■ 場所／函館商工会議所3F 会議室

(注) 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- 参加者はマスク着用、アルコール消毒にご協力をお願いします。
- 当日に発熱や咳が出る方はご参加をお控え下さい。
- 新型コロナウイルス感染拡大状況により、延期・中止する場合がございますのでご了承下さい。

お申し込み・お問い合わせ：経営支援課 TEL:0138-23-1181

個別専門相談ご案内

無料

相談は**事前予約制**となっておりますので、TEL23-1181にご予約願います。

金融個別相談

日本公庫を含む新規または既存借入・借換についてのご相談

実施日／11月17日(水) 10:00～12:00

相談員／日本政策金融公庫函館支店
国民生活事業担当者

商標・特許相談(発明相談)

特許・商標・知的財産、新しい発明・技術・サービス等についてのご相談

実施日／11月24日(水) 11:00～16:00

相談員／英知国際特許事務所 所属弁理士
INPIT北海道知財総合支援窓口 相談員

法律相談

商取引に関する契約・権利等、企業法務全般についてのご相談

実施日／11月26日(金) 13:00～16:00

相談員／弁護士 堀田 剛史 氏

保証協会個別相談

資金借入・借換等に関する保証制度についてのご相談

実施日／12月14日(火) 10:00～16:00

相談員／北海道信用保証協会
函館支店担当者

経営相談

法人設立、経営改善、事業承継、税務など経営一般についてのご相談

実施日／12月8日(水) 13:00～16:00

相談員／公認会計士 鎌田 直善 氏

IT相談

IT活用投資、テレワーク推進、IT導入補助金などについてのご相談

実施日／12月9日(木) 13:00～16:00

相談員／ITコーディネータ 川田 博仁 氏
ITコーディネータ 市村 淳一 氏



毎月第4水曜日
函館商工会議所にて

無料 発明・商標相談

* 函館の皆様と共に50年 私たちが皆様からのご相談にお答えします *

特許業務法人 **英知国際特許事務所**

所長弁理士 岩崎 孝治
商標部長弁理士 岩崎 良子
弁理士 紀田 馨

所長代理弁理士 七條 耕司
国際部長弁理士 田口 滋子
管理部長 菅野 公則

副所長弁理士 郡山 順
弁理士 氏原 康宏
特別顧問 岡本 清秀 (日本ライセンス協会 元会長)

技術部長弁理士 柴田 和雄
弁理士 鈴木 康裕

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石 4-45-13

TEL: 03-3946-0531 (代) Fax: 03-3946-4340

商標部門【六本木サテライト】 〒106-0032 東京都港区六本木 2-2-2-601

TEL: 03-6206-6479 Fax: 03-6206-6480

【北海道・仙台・山形・神奈川・浜松・名古屋・大阪 各支部】

<http://www.eichi-patent.jp>



Vol.93

会員NOW

テーマ 地域とともに創業100周年

(名)山キ越前屋商店

代表社員 吉田 央

(名)山キ越前屋商店

当店は、大正10年に福井県出身の曾祖父が海岸町に「山キ越前屋吉田商店」として個人創業した後、昭和31年に法人化するとともに「合名会社山キ越前屋商店」に社名変更し、今年で100周年を迎えた酒小売店です。

現在は、日本酒・ワイン・本格焼酎の専門店として地域のお客様はもちろんのこと、ホームページを通したネット販売で全国各地のお客様にご愛顧いただいております。



▲厳選されたお酒が並ぶ店内

当店のこだわり

当店は「お客様の満足から『感動』へのお手伝い！」を基本理念として、特に、厳選した10軒ほどの蔵元から直送される日本酒と日本ワインをはじめフランス・イタリアなどで醸造される酸化防止剤不添加のヴァン・ナチュール（自然派ワイン）の取り扱いを中心に、店内の冷蔵庫やワインセラーで適切な温度管理を行っています。お買い上げいただいたお客様が「満足」するだけでなく『感動』していただけるよう、常に最適な保存状態でお客様に販売することにこだわっております。

創業100周年を迎えて

地域の皆様に支えられ当店は今年で創業100周年を迎えました。これを記念して限定醸造していただいた「大信州酒造 越前屋創業100年記念酒」（日本酒）と「農楽蔵



▲「創業100年記念セット」

Etizenne de Mandai」(ワイン)を2本セットにした「創業100年記念セット」を240セット販売させていただきました。(好評につき完売のため販売終了) また、ホームページからのネット販売で商品代金が11,000円(税込)を超えた場合、送料を当店負担とする企画等を行っております。

今月のおススメ

今月のおススメは11月18日(木)に解禁される「ボージョレ・ヌーヴォー」です。当店のワインソムリエがセレクトした150周年以上の歴史を誇る老舗ブランド「モメサン」を越前屋オリジナル樽出しヌーボー(1,890円:税込)として販売いたします。紫がかかったきれいなルビー色で赤い果実の香りと生き生きとした酸味が楽しめるエレガントな味わいとなっております。この機会に当店オリジナル「ボージョレ・ヌーヴォー」をご賞味ください。



▲越前屋オリジナル樽出しヌーボー (1,890円:税込)

今後の目標

最近、SNS(公式アプリ、ライン、Facebook)を活用した商品情報の発信に努めています。SNSを通して、ホームページへのアクセスを促し、売上増加を目標にしております。ネット販売で市場は全国に拡大しておりますが、地元のお客様にもご来店していただきたく、今後は地元のお客様に対する情報発信を強化していければと思っています。

(名)山キ越前屋商店

住所: 函館市万代町16-25

TEL: 0138-41-0071

FAX: 0138-41-0029

営業時間: 平日 10:00~20:00

祝日 10:00~19:00

日曜日 14:00~19:00

定休日: 1月1日~3日

駐車場: 10台(店舗前3台、裏7台)

※裏からも入店可能です。

H P: <https://www.etizenya.jp/>



越前屋ホームページ



毎日18時から
ツリー点灯と
花火の競演



海の上に浮かぶツリー
はこだてのクリスマス

Hakodate Christmas Fantasy

2021 はこだてクリスマスファンタジー

12.1 水 WED ~ 12.25 土 SAT

★
ツリーイルミネーション点灯時間
16:30~17:45、18:00~22:00
※12/1は18:00からの点灯

★
場所／赤レンガ倉庫群前海上

※函館駅から徒歩約10分、空港から車で約25分
※市電は十字街電停下車徒歩約5分

★
プレミアムレッドツリー点灯時間
毎日18:30、19:30、20:30から約15分間

※今後、国および北海道より、イベントの自粛要請や、函館市で新型コロナウイルス感染症の拡大があった際は、急遽中止にする場合も考えられますので、予めご了承下さい。

はこだてクリスマスファンタジーサイト   <http://www.hakodatexmas.com/>

はこだてクリスマスファンタジー実行委員会 事務局／(一社) 函館国際観光コンベンション協会 〒040-0054 函館市元町33番14号 TEL.0138-27-3535 FAX.0138-27-6775



会議所のうごき

国際化促進委員会

日本貿易振興機構（JETRO）との意見交換会

去る11月2日、本所において、標記意見交換会を開催し、日本貿易振興機構（JETRO）より東京本部 仲條理事、北海道貿易情報センター 大久保地域統括センター長、本所より久保会頭、中野副会頭、国際化促進委員会 中山委員長らが出席しました。

本年5月、同機構と本所国際化促進委員会の共催により、渡島管内の事業所を対象とした「ジェトロのオンラインサービス説明会in函館」を開催しており、当日は、仲條理事及び大久保地域統括センター長より、同説明会の開催や、同機構が提供する輸出支援策の普及促進等、本所の協力に対する感謝が述べられたほか、「地方創生に向けたジェトロの取り組み」や「北海道地域における取り組みと成果」等について説明がなされました。

説明の後、久保会頭等から「北京オリンピック開催を予定している中国は、今後も商圈として、より

盛り上がりを見せると考えられるので、チャンスとして活かせるよう道南事業所の輸出をサポートしてほしい」、「輸出支援策のセミナーについては、日中業務により参加が難しい事業者も多いことから、セミナー動画を一定期間公開し、随時視聴できるようにしてはいかがだろうか」等、活発な意見が述べられました。



▲活発な意見を交わす出席者

経営セミナー

小規模事業者の「ECサイト・HP 活用法」 ～集客を増やす、売れるストーリー作りの極意～

去る10月20日、本所会議室において経営セミナーを8名が参加し開催しました。

同セミナーは、ソフィアブレイン 代表の小宮山真吾氏を講師に迎え、「ECサイト活用のポイント」「儲かるホームページの秘訣」「問合せ・受注が増えるストーリー作りとページ作り」「集客・リピート」などのプログラムで行いました。

参加者は、接客ロールプレイを通して、商品やサービスが売れるまでの流れを確認し、集客を増やし売

れるサイトを構築するノウハウを習得するため、熱心に受講していました。



▲セミナーの様子

青年部

はこだてカルチャーモバイルクイズラリーが終了

去る9月18日～10月31日の日程で、函館市内各所において、標記モバイルクイズラリーを開催しました。

同事業は、函館市内の公共施設や観光スポット等30地点に設置されたQRコードをスマホ等で読み取り、各地点に関するクイズに正解すると、抽選で賞品が当たる内容となっており、函館を学ぶ機会の創出と地域の活性化を目的に、新型コロナウイルスの影響で中止となっている「はこだてカルチャーナイト」の代替イベントとして昨年に引き続き実施

しました。

期間中、市民をはじめ観光客等、2,300名を超える参加登録があるなど、昨年以上の盛り上がりを見せました。今後、応募者の中から抽選の上、当選者に市内の宿泊施設の宿泊券等豪華賞品を多数進呈することとなっています。また、同時開催の各地点における記念写真を寄せるフォトコンテストについては、多数の応募作品の中から大賞、金賞、銀賞をはじめとした入賞作品10点を選定し、近々中に、青年部公式ホームページ上で公開を予定しています。

函館商工会議所青年部公式ホームページURL

<http://www.hakodate.yeg.jp/>

「縄文遺跡群バスツアー」に参加

現在、当青年部では、観光体験動画の発信による新たな道南観光プランの提案を目指しています。

去る10月8日、渡島総合振興局主催による「縄文遺跡群バスツアー」（令和3年度体験観光勉強会）が開催され、観光体験動画の素材（動画、静止画）集めや、縄文文化に関する理解を深めることを目的に、当青年部観光提案委員会より山口委員長のほか、事務局2名が参加しました。

当日は、森町遺跡発掘調査事務所展示室、大船遺跡、垣ノ島遺跡等を巡った後、3グループに分かれ、出席者（主に道南各自治体の観光担当職員）により、3地点を巡っての感想や、世界遺産登録を契機とした各市町の観光振興等をテーマに意見交換が行われ、グループ発表では、山口委員長より「縄文文化の魅力を発信するには、まず地元の人が縄文を知ることが重要で、実際に史跡を訪れることが縄文を知る近道なのでは。」等の意見が述べられました。

なお、観光体験動画の素材集めについては、今後

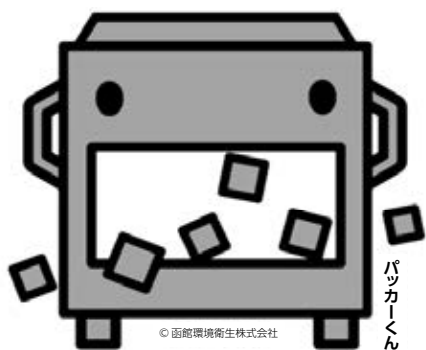
も引き続き観光提案委員会が中心となり行っていくこととしており、次年度中の動画の公開を目指しています。



▲大船遺跡での見学の様子



▲意見交換会の様子



© 函館環境衛生株式会社

安心という選択

函館環境衛生株式会社

みんなの家『地球』 みんなで大事にしよう！

函館環境衛生

検索

www.hakodate-kankyo.com

TEL 0138-51-7750

女性会

10月例会を実施

去る10月8日、フォーポイントバイシェラトン函館にて、10月例会を開催し、平山会長をはじめ会員18名が参加しました。

当日は講師に函館市地域交流まちづくりセンターの丸藤センター長を招き、「SDGsってなに?～未来の函館のために～」と題して講演が行われ、SDGsの考え方や企業への取り入れ方等について、出席者は興味深く耳を傾けていました。

今般の新型コロナウイルスの影響により会の活動が制限される中、今回は感染症対策を徹底のうえ開

催し、久しぶりに会員同士の交流を深めることができました。



▲講演後の丸藤センター長と当会会員

第53回全国商工会議所女性会連合会 オンライン総会に参加

去る10月22日、第53回全国商工会議所女性会連合会オンライン総会が開催され、当女性会からは平山会長をはじめ会員14名が出席し、函館市亀田交流プラザにてオンラインで参加しました。本来であれば当大会は福島県での開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により福島大会は来年へ延期となり、全国女性会連合会の主催によるオンライン開催に変更となりました。

当日は記念式典の後に女性起業家大賞の受賞者である(株)クック・チャム代表取締役社長藤田敏子氏による「女性の力は宝の山」と題した講演や一橋大学大学院のクリスティーナ・アメージャン教授からは「渋谷栄一POWER!」のテーマでお話いただいた他、内閣府男女共同参画局局長林伴子氏より「女性

活躍・男女共同参画の重点方針2021と各地女性会への期待」についてのビデオメッセージがあり、参加者は熱心に耳を傾け、より一層女性の力強さを再確認する機会となりました。



▲出席した女性会会員

第65回函館圏優良土産品推奨会 奨励賞

**がごめ昆布のおかず
手造りセット梅かつお** 120g..... **972円(税込)**

刻み昆布、北海道産黒豆、紀州南高梅、クルミなどの乾物に添付のたれと水を注いで和えるだけで梅酢漬ができるお手軽セット。

(株)医食同源 函館市万代町20-10
TEL 0138-40-3938

(株)医食同源

検索

<https://www.ishokudougen.com>



函館商工会議所 令和3年度 第2四半期景気動向調査結果

令和3年10月

I 調査要領

- | | |
|----------------|---|
| (1) 調査時点及び調査方法 | 調査票を令和3年9月9日に郵送し、令和3年10月1日を締切日として、FAXで回収 |
| (2) 調査対象期間 | 令和3年7月～9月期実績及び令和3年10月～12月期見通し |
| (3) 調査対象 | 函館地域の本所会員事業所363社 |
| (4) 対象業種 | 製造業、建設業、卸売業（従業員20人以上）、小売業、サービス業（従業員10人以上） |
| (5) 回収率 | 56.5%（回答数205社） |
| (6) 回答企業内訳 | 製造業59社、建設業37社、卸売業39社、小売業40社、サービス業30社 |
| (7) 語句の説明 | DIとは、ディフュージョン・インデックス（Diffusion Index 景気動向指数）の略で、景気の上向き傾向を表す回答割合（「増加」や「好転」など）から景気の下向き傾向を表す回答割合（「減少」や「悪化」など）を引いた値 |

II 調査結果概要

令和3年7月～9月期の函館地域の景況は、業況判断DIにおいて、前期比DI値（▲11.9）が前年同期調査時（2年7月～9月期：DI▲5.5）に比べ下降しているものの、次期見通しの今期比DI値（▲2.0）は、前年同期調査時（2年7月～9月期：DI▲16.7）に比べ大幅に上昇しており、総じて、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい状況であることに変わりはないが、先行きは新規感染者の減少等を受けサービス業を中心に持ち直しへの期待感が窺われる。なお、雇用動向において、全業種を通し不足感が強まりつつある結果となっている。

【業況判断】 前期比DIでは、全業種で▲11.9と、前年同期調査時（2年7月～9月期：DI▲5.5）より6.4ポイント下降した。一方、次期見通しの今期比DI値は、全業種で▲2.0と、前年同期調査時（2年7月～9月期：DI▲16.7）より14.7ポイント上昇した。

【売上】 前年同期比DIでは、全業種で▲25.5と前回調査時（3年4月～6月期：DI▲8.3）より17.2ポイント下降した。業種別でも、建設業を除く全ての業種で下降した。

【純利益】 前年同期比DIでは、全業種で▲33.2と前回調査時（3年4月～6月期：DI▲12.3）より20.9ポイント下降した。業種別でも、建設業を除く全ての業種で下降した。

【資金繰り】 前期比DIでは、全業種で▲4.5と前年同期調査時（2年7月～9月期：DI1.8）より6.3ポイント下降した。一方、次期見通しの今期比DI値は、全業種で▲5.4と前年同期調査時（2年7月～9月期：DI▲12.8）より7.4ポイント上昇した。

【雇用】 前年同期比DIでは、全業種で▲8.1と前回調査時（3年4月～6月期：DI0.0）より8.1ポイント下降した。一方、従業員過不足DIは、全業種で▲19.6と前回調査時（3年4月～6月期：DI▲8.5）より11.1ポイント下降した。業種別でも、全ての業種で下降するなど、不足感が強まりつつある結果となった。

【設備投資】 今期の新規設備投資実施企業割合については25.4%で、前回調査時（3年4月～6月期：23.1%）より2.3%上昇した。なお、設備投資目的は依然として「老朽のための更新」が最も多く、次いで「省力化・コストダウン設備」が挙げられた。次期の新規設備投資実施予定企業割合については、22.3%となった。

【経営上の問題点】 現在最も苦慮している経営上の問題点を業種別でみると、製造業では「売上・受注の不振」、建設業では「求人難・人材難」、卸売業では「売上・受注の不振」と「仕入商品の値上がり」、小売業では「売上の不振」、サービス業では「客足の減少」が多く挙げられた。

※各調査項目の詳細は、本所HP（https://www.hakodate.cci.or.jp/data_hakodate/hakodatekeiki）に公開しております。

お問い合わせ：地域振興課 TEL:0138-23-1181

国の月次支援金を受給されなかった 道内事業者の皆様へ

道特別支援金C

概要

8月以降、緊急事態措置等により、大変厳しい経営状況となっている全道の幅広い事業者の皆様を対象に、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々に向け、新たな道特別支援金Cにより支援します。

要件1

①時短対象飲食店等との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者

または

②外出・往来自粛要請等による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理美容関係、各種教室、商店、昼間営業の飲食店など、人流減少の影響を受けた事業者

要件2

2021年8月～2021年10月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比で30%～50%未満減少

※売上を前年と比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施

給付額

中小法人等 **20万円**
個人事業者等 **10万円**

申請受付期間

2021年**10月12日**～2022年**1月31日**

- ※ 1：要件 1 の①について、**時短対象飲食店等**（2021 年 8 月から 10 月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との**直接・間取引がある事業者**が対象です。
- ※ 2：要件 1 の②について、**道内の外出・往来自粛要請等影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者**が対象です。
- ※ 3：道特別支援金Cは**道特別支援金 A 及び B との併給が可能です。**
- ※ 4：2021 年 8 月から 10 月の間に**休業・時短要請の対象となった飲食店や施設等は**、時短等への協力や時短支援金受給有無にかかわらず、**本支援金の対象外**です。
- ※ 5：道特別支援金Cは**国の月次支援金（8 月分以降）の受給者は申請出来ません。**（重複受給不可）

➡本制度の詳細については、ホームページをご確認ください。

（URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>）

お問い合わせ先：北海道特別支援金コールセンター
TEL：011-351-4101 8：45～17：30（平日のみ）

函館商工会議所

生命共済制度 加入促進キャンペーン実施中

期 間 10月1日～11月30日

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)
+ 函館商工会議所独自の給付制度(入院見舞金・結婚・出産祝金)



生命共済制度は、本所が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づき運営している共済制度です。事業主・役員および従業員の皆様の死亡、高度障害での保障のほか、不慮の事故を原因とした場合の障害や入院なども保障され、死亡退職金や弔慰金支給としてもご利用いただけます。

キャンペーン期間中に当商工会議所職員と引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社の推進員がお伺いした際には、是非ご検討・ご加入を賜りますようお願いいたします。



営業所長
雨宮留美子



主任
野田辰男



主任補
入間川祐輔



斎藤 美穂



白根 庸子



山田 香奈子



伊山 彩加



石田 ちひろ



佐藤 大輔



田野平 沙耶



吉田 早絵



スタッフ
永友 直子

【お問い合わせ先】

函館商工会議所 企画情報課 TEL 0138-23-1181

【引受保険会社】

アクサ生命保険株式会社 函館営業所

「税を考える週間」協賛

タックスフェア 2021

税金展

11/11(木)▶16(火) 午前10時～午後7時
(16日火は午後4時まで)
会場：テオーデパート6階特設会場

税に関する作品展示

税に関する各作品を是非ともご覧下さい

◎小・中学生の書道 ◎中・高校生の作文 ◎小学生の標語 ◎小学生の絵はがき ◎中学生のポスター

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、税の無料相談、税のクイズ、偽ブランド商品の展示、1億円見本展示等は開催を中止させていただきますので、ご了承願います。

お問合せ先

タックスフェア実行員会事務局

函館市五稜郭町16-13 【函館青色申告会内】 TEL. 0138-55-3271

■主催/タックスフェア実行委員会 ■後援/函館税務署、函館税関、北海道渡島総合振興局、函館市

自己宣言から始めましょう。中小企業のためのセキュリティアクション。

セキュリティ対策自己宣言「SECURITY ACTION」

本制度の
リーフレット
同封!!

(独)情報処理推進機構(以下、IPA)では、安全・安心なIT社会を実現するために、中小企業や中小企業支援機関等が自ら情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度として、2017年にセキュリティ対策自己宣言「SECURITY ACTION (セキュリティアクション)」(以下、「SECURITY ACTION」)が創設されました。

「SECURITY ACTION」は、セキュリティ対策に関心をもって取り組む姿勢を内外に「見える化」し、セキュリティ対策を広く推進するために取り組みの第一歩を踏み出した証しとして、現在、10万者を超える中小企業や商工会議所をはじめとする中小企業支援機関等が宣言しています。

つきましては、本制度に未登録の会員事業所におかれましては、貴社が情報セキュリティ対策に取り組むきっかけとして、ぜひともご登録いただきますようお願い申し上げます。

なお、本制度の詳細については、同封のリーフレットまたは【URL: <https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>】をご確認ください。

北海道事業継承・引継ぎ支援センター函館サテライト

「事業承継専門相談」実施のご案内

～廃業を検討される前にまずはご相談を～

「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」は経済産業省の委託事業として、事業承継に関わる相談等をワンストップで行う公的機関です。4月より函館商工会議所内に「函館サテライト」が設置され、専任のエリアコーディネーターが事業承継に関する様々なご相談に対応し、7月から月に1回の専門相談を実施しております。会社・事業の譲渡を検討したい方だけではなく、会社・事業を譲受したい方も利用可能ですので、どうぞご利用下さい。（相談無料・秘密厳守）

■実施日／11月17日、12月15日、1月19日ほか（令和4年3月までの第3水曜日）

■時間／13:00～16:00（予約制・相談時間50分以内）

■相談員／同センター 函館エリアコーディネーター 浜鍛冶 省氏

■場所／本所2F 同センター函館サテライト相談室

■利用方法／商工会議所あて電話またはFAXにてご予約下さい。

なお、本所ホームページからもお申込可能です⇒「函館商工会議所 専門相談」で検索

ご予約・お問い合わせ：経営支援課 TEL:0138-23-1181

新入会員のご紹介

ご入会ありがとうございます

事業所名	主な営業内容	事業所名	主な営業内容
フードアンドパブ フラミンゴ	飲食業	チャイカ(同)	卸・小売業
(株)アドバンス・ハート	損害保険代理業	(株)京王プレリアホテル札幌	ホテル業

※掲載をご承諾いただいた会員様のみご紹介させていただいております。

（順不同、敬称略）

新入会員様のご紹介をお願いいたします

地域の商工業者の力が商工会議所の力に、そして地域経済の力となります。

皆様にはぜひ会員に加入いただき様々な声を寄せていただくとともに、また各種の会員サービスを経営にお役立ていただきながら商工会議所会員として活発に事業展開されることを願っています。

つきましては、会員企業の皆様におかれましても、お知り合い、関係先の事務所を是非ご推薦、ご紹介賜りますようお願いいたします。



個人、法人、規模、業種を問わず、原則として本所地区内に事業所を置く事業者の方、またはそれ以外の事業者で本所趣旨に賛同される方。さらに、地域経済に寄与する産業として医療・福祉・宗教法人・士業サービス業等の方もご加入することができます。

お問い合わせ：企画情報課 TEL:0138-23-1181

TOKO integrated technology

建物の劣化を早期発見するために
《建康診断》していますか

東興アイテック株式会社

代表取締役 朝倉 友和

本社 〒041-0824 函館市西桔梗町820番地2 TEL 0138-49-8571

営業所 札幌・苫小牧・仙台



「部下の自主性を育てる声掛け」

「自ら考え、行動できる部下を育てたい」というのは、どこの現場でも上に立つ人の重要な目標の一つです。そのために、「あえて突き放して考えてもらう」「とにかく自信を持ってもらうために一任する、褒める」をしがちですが、実はどちらも逆効果になっていることが多いのです。

例えば、部下が何かを尋ねてきたときに「自分で考えろ」との答えは、部下にしてみたら門前払いのような印象を受けます。小さなことでも相談できることが仕事のモチベーションにもつながるからです。本人に考えさせるとしても、どこまで把握できているのか、問題は何かのかを相互理解するためのプロセスを大切にしましょう。回答が必要な場合でも、それを明示する前に、部下がどう考えて行動しようとしているのかを確認してからにすることです。緊急案件でなければ、その上でヒントを与えましょう。面倒なやり取りに思えるかもしれませんが、これを繰り返すことによって自主性は育まれます。それを端折って方法だけを教えてしまうと、指示待ち人間が出来上がってしまいます。また、褒めることも大切なのですが、具体性のない賞賛はかえって自信を無くさせてしまいます。よく新人から相談を受けるのは、アドバイスを仰ぎたくて上司

に相談しても「今のままでいいよ」と言われたり、自分の作成したものや、行ったプレゼンなどに対して「いいね」「良かったよ」と言われたりするだけでは、かえって不安になるという事例です。何を認めてくれているのか分からないと、本当は自分にきちんと向き合ってもらえていないのではという不安が生まれてしまうのです。「〇〇の部分良かったよ」「言葉の選び方が分かりやすくいいね」など、どの部分を評価したのかを明確に伝える必要があります。

また、自信を付けてもらうつもりで「任せたよ」も危険です。経験値と自信がある部下には効果的ですが、そうした人材はほんのわずかです。そうでない部下にとってはプレッシャー以外の何ものでもなく、かえってやる気を失うという声が多く聞かれます。何をどう任せるのかを明確にして、さらにフォローアップの体制があることを伝えましょう。いずれにしても、部下の現状を聞くという場を通して、把握と相互理解を深めるステップがあることが自主性を育てるためには不可欠です。



おおの もえこ
大野 萌子

法政大学卒。一般社団法人日本メンタルアップ支援機構（メンタルアップマネージャ資格認定機関）代表理事、産業カウンセラー、2級キャリアコンサルティング技能士。企業内健康管理室カウンセラーとしての長年の現場経験を生かした、人間関係改善に必須のコミュニケーション、ストレスマネジメントなどの分野を得意とする。現在は防衛省、文部科学省などの官公庁をはじめ、大手企業、大学、医療機関などで年間120件以上の講演・研修を行い、机上の空論ではない「生きたメンタルヘルス対策」を提供している。著書に『よけいなひとを好かれるセリフに変える言いかえ図鑑』（サンマーク出版）ほか多数。



言葉の力

光と影。

光の裏には、それを支えている影の存在がある。

縁の下の力持ちに日頃から感謝を持てるようにしたい。

書道家 武田 双雲

ただ そううん
武田 双雲

1975年熊本生まれ。東京理科大学卒業後、NTTに就職。約3年後に書道家として独立。NHK大河ドラマ「天地人」や世界遺産「平泉」など、数々の題字を手掛ける。講演活動やメディア出演のオファーも多数。ベストセラーの『ポジティブの教科書』のほか、著書は50冊を超える。2013年度文化庁から文化交流使に任命され、ベトナム・インドネシアにて、書道ワークショップを開催。17年にはワルシャワ大学にて講演など、世界各国で活動する。近年、現代アーティストとして創作活動を開始し、15年カリフォルニアにて、アメリカ初個展、19年アートチュリッヒに出席。20年には、ドイツ、代官山ヒルサイドフォーラム、日本橋三越、大丸松坂屋（京都店・心斎橋店）、GINZA SIX、伊勢丹新宿店にて、個展を開催し、盛況を博す。



お客様のブレインとして5つの柱を活用し、新鮮で的確な情報を提供します！

講演会・研修会は当社におまかせください

- 各種講演会・人材教育セミナー
- 調査事業
- パソコン・インターネット
- イベント・シンポジウム企画運営
- 出版

アドレス <http://www.kkbrain.co.jp>
Eメール info@kkbrain.co.jp

Brain

株式会社 ブレイン

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2
ビュレックス麹町4F
TEL: 03-6261-4343 (代)
FAX: 03-6261-4321

青森商工会議所会員事業所のご紹介

青森商工会議所会報『かけはし10月号「商工プラザ」』より会員事業所の取り組みを紹介します。

商工プラザ

ランドル
(株) LANDL

代表 川田 冬季也 さん



ミニバスクラブを運営。コミュニケーション力、あきらめない心を育てる

副業として始めた日用品などのインターネット販売を本業に切り替え、新たな事業展開(トレーニング用品などを海外から輸入して販売)などにらんで2021年1月、会社を立ち上げた。事業の大きな柱に据えているのが、日本バスケットボール協会公認コーチライセンスなどの資格を持ち、自らヘッドコーチを務めている小学生のミニバスケットボールクラブ「AOMORI LANDLS」(ランドルス)の運営。「中・高校でバスケ部に所属、社会人になってからは一時バスケから遠ざかっていたが、バスケに関わりたいという気持ちは抑えられなかった」。同級生の子供がいる合浦小でバスケを指導するようになって4年が経過、クラブ化に伴い今春、自分のチームを旗揚げした。

スローガンは「本気で日本一」。「勝つ事にこだわっただけの『日本一』ではなく、チームワーク、礼儀、声出し、楽しさ、笑顔、気遣いなど、子供たちが自分自身で決めた『日本一』を掲げて、バスケに取り組んでほしい」。アメリカのプロチームのデザインを参考にしたというユニフォーム、Tシャツは青森を前面に押し出したチームロゴを胸に配している。9月に入ってからにはコロナ感染拡大による影響で練習会場の体育館が使えず、自主トレの日々が続いている。「トッキー」の愛称で呼ばれる川田さんの指導法は独特。「自主トレでは子どもたちに独自で取り組んでいる練習を動画でアップしてもらい、それに私が採点を加えるという方法で一人ひとりと



「各種SNSでチームの活動情報を発信しています。見学・体験も随時受け付け中」と話す川田さん(左は運営スタッフ・伊藤真也さん)

コミュニケーションを取っています」。

青森市在住の男性4人でつくるコーラスグループ「FACE」のリーダーも務めていて、こうした活動が縁で、CMモデルやイベントMCの仕事も舞い込んでくる。「いろんな場面で声をかけてもらい、人脈づくりに役立っています。ありがたいですね」。

4月のスタート時は女子ばかり8人だったメンバーが現在は40人に。「SNSを通してのメンバー募集に加え、活動地域にある店へ実際に訪問してチラシを貼ってもらい、その店をチームのSNSで宣伝するといったやり方で知名度を広めていきました」。目指すは、地域密着型のチームづくり。「自分が生まれ育った青森の地でバスケットで恩返しが出来れば嬉しい。将来、このチームから日本を代表するようなアスリートが誕生してくれるのが夢ですね」

問い合わせ先

青森市富田4丁目6-2 TEL 017-763-4377



龍文堂印刷株式会社

〒040-0022 函館市日乃出町28番2号

TEL (0138) 53-2231(代) FAX (0138) 53-4355

URL: <http://www.ryubun-do.co.jp/> E-mail: info@ryubun-do.co.jp

羽ばたかせます あなたのイメージ。

ほくてん

電気のご契約が「従量電灯B」契約（10A～60A）のお客さま向けの電気料金プラン※1



エネとくポイントプラン

毎月の料金が今よりもお安くなり、さらに、毎月の料金お支払額に応じてポイント※2が貯まるおトクな電気料金プランです。

※1 本プランご加入のお客さまは、今後請求書等、紙媒体でのお知らせは原則いたしませんので、ほくてんエネモールでご確認ください。電気ご使用量によっては、他のプランがよりおトクになる場合がありますのでお問い合わせください。
※2 ポイントとは、「ほくてんエネモール」でご利用いただけるエネモポイント指します。

断然おトク！エネとくポイントプラン

電気料金が
安くなる！

電気料金が今より毎月

110円※3 安くなる！

+ さらに

ポイントが
貯まる！

電気料金※4
200円につき
1ポイントが貯まる！

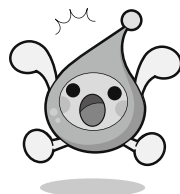
どんどん
おトクに！



最大で年間

3,000円※6 相当

おトクに！



※3 消費税等相当額を含みます。※4 ポイントの算定対象となる料金は、基本料金および電力量料金（燃料費調整額を含みます）の合計金額といたします。※5 サイトのご利用状況に応じて獲得ポイントは変わります。
※6 従量電灯B、30Aで年間の電気ご使用量が2,760kWhのお客さまがエネとくポイントプランに加入した場合（ポイント分を含みます）。

エネとくポイントプランに関するお問い合わせ | ほくてんポイントプラン コールセンター 0120-550-880 受付時間 平日（月～金）9時～17時（年末年始、5月1日は除く）

貯まったポイントは Ene-Mall で いろいろ使える！

「ほくてんエネモール」は暮らしに
役立つおトク情報満載の
登録料・年会費無料のWebサービスです。

■ポイント数に応じた商品との交換



■他社へのポイント移行



■チャリティーへのご利用 ■すてきな賞品が当たる抽選企画への参加

安くなった電気料金は

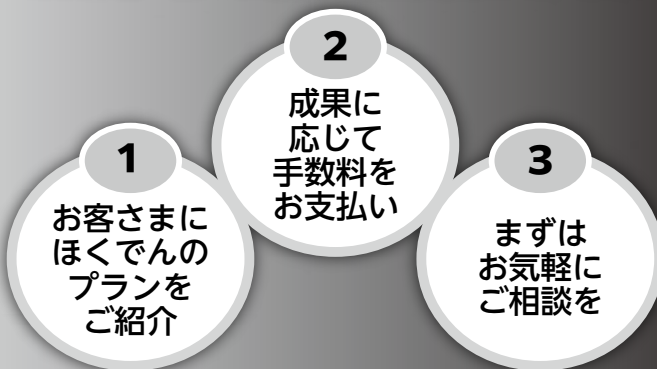
ほくてんエネモールでチェック！

→ 電気料金・使用量を「見える化」して省エネ・節約♪

新たなビジネス を検討されている方へ

ほくてんパートナーを募集しています！

ほくてん函館支社では、当社の電気料金プランを
お取り扱い頂ける販売代理店を募集しています。



//お問い合わせ先//

ゼンリョウ宣言
ほくてん

北海道電力(株)函館支社

〒040-8670 函館市千歳町25番15号
TEL 0138-22-4123

安心

安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

Be a Great Small.
中小機構